

平成 27 年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果一覧

施設名	指定管理者	指定期間	総合 評価	評価内容
都営住宅等	東京都住宅供給公社	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日	A	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに都内 5 自治体との間で、緊急時対応における相互の情報提供を盛り込んだ安否確認に係る協定を締結した。その結果、都営住宅の管理戸数のうち 69.1%の住宅において、区市と連携して対応できる体制を整えた（前年度比 15.3%増）。救出件数も前年度と比べ増加している。 ・コインパーキングの試行拡大に向け、試行団地の利用実態調査や拡大候補団地調査、自治会等との調整を積極的に行った。 ・財務状況については、R & I の格付で「AA-」という高い評価を取得している。 ・誤った納入通知書を居住者に送付した事故、居住者に係る個人情報記載書類の誤送付、不適切な水質検査等、複数の事故が生じた。ただし件数や金額等の影響が小さく、また、事後の迅速な処理と再発防止策を講じている。 ・目標値を上回る収納率、収入認定率を達成している。 ・居住者の満足度調査において、職員の窓口対応及び巡回管理人の対応と、管理に対する総合的な満足度について、9 割以上から高い評価を得ている。 ・要配慮者が増加し、管理の困難度が年々上がる中、現在の業務水準を維持するために公社は相当の努力をしていることが認められる。 ・東京都住宅供給公社は、日々居住者と接していることから、さまざまなノウハウを蓄積していると考えられるため、今後も引き続き東京都と情報交換を行い、管理制度に活かしていくことが重要である。 ・孤立死等は起きてからの対処のみならず予防も重要であり、公社はそれに向けて区市等との連携の構築に取り組んでいる。今後は区市等だけでなく、住民同士のネットワーク構築にも関与していくことが大切である。 ・特命継続要件については、都営住宅が、市場を補完するというセーフティネットとしての機能を有し、その位置付けに変更がないこと、東京都住宅供給公社は都の住宅政策の一翼を担う重要なパートナーとしての役割を果たしていること、公社が都との密接な連携のもとで柔軟かつ迅速で的確な管理運営を行っていること、事業計画に示された取組について適切に実行し、居住者の高齢化等を踏まえた取組等を行っていることから、特命継続要件について問題がないことを確認した。

※ 評価基準

S : 管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設

A : 管理運営が良好であった施設

B : 管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設